

議案第 6 4 号

羽曳野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年 9 月 2 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）の改正に伴い、氏に変更があった者の旧氏の住民票への記載が可能となることから、旧氏での印鑑登録及び印鑑登録証明書への旧氏の併記を可能とするとともに、その他所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市印鑑条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市印鑑条例(平成6年羽曳野市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第4条第1項第1号中「、名」を「、名、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)」に、「住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に、「又は氏名」を「又は氏名、旧氏」に改め、同項第2号中「氏名」を「氏名、旧氏」に改める。

第6条第1項第3号を次のように改める。

- (3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。)がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称)

第6条第1項第7号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第11条第2号中「氏名又は氏」の次に「(氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

新	旧
<p>(登録資格)</p> <p>第 2 条 住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。)の規定に基づき、<u>本市が備える住民基本台帳に記録されている者は、1 人につき 1 個の印鑑に限り、印鑑登録を受けることができる。</u></p> <p>2 省略</p> <p>第 3 条 省略</p> <p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第 4 条 市長は、前条第 1 項及び第 2 項の規定による申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請を受理しない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、<u>氏、名、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号。以下「令」という。)第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。)若しくは通称(令第 30 条の 16 第 1 項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</u></p> <p>(2) 職業、資格、屋号その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(7) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第 5 条 省略</p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第 6 条 市長は、前条の規定による確認をしたときは、印鑑登録原票に印影のほか当該印鑑登録申請者に係る次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。))がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称)</u></p> <p>(4)～(6) 省略</p> <p>(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもの</u></p>	<p>(登録資格)</p> <p>第 2 条 住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。)の規定に基づき、<u>本市の住民基本台帳に記録されている者は、1 人につき 1 個の印鑑に限り、印鑑登録を受けることができる。</u></p> <p>2 省略</p> <p>第 3 条 省略</p> <p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第 4 条 市長は、前条第 1 項及び第 2 項の規定による申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請を受理しない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、<u>氏、名若しくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号)第 30 条の 26 第 1 項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</u></p> <p>(2) 職業、資格、屋号その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(7) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第 5 条 省略</p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第 6 条 市長は、前条の規定による確認をしたときは、印鑑登録原票に印影のほか当該印鑑登録申請者に係る次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称)</u></p> <p>(4)～(6) 省略</p> <p>(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもの</u></p>

<p>ので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記</p> <p>(8) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>第7条～第10条 省略</p> <p>(印鑑登録の消除)</p> <p>第11条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、その者に係る印鑑登録を消除する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 印鑑登録者の氏名又は氏(氏に変更があった者)にあっては、<u>住民票に記載がされている旧氏を含む。</u>)若しくは名(外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)の変更により、登録を受けている印鑑が第4条第1号に掲げる事項に該当したとき。</p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>で表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記</p> <p>(8) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>第7条～第10条 省略</p> <p>(印鑑登録の消除)</p> <p>第11条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、その者に係る印鑑登録を消除する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 印鑑登録者の氏名又は氏若しくは名(外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)の変更により、登録を受けている印鑑が第4条第1号に掲げる事項に該当したとき。</p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>以下省略</p>
---	---